

運営指導における指摘事項について

No.	サービス	項目	指摘内容
1	共通	管理者の責務	従業者に運営に関する <u>基準を遵守</u> させること。
2	共通	受給資格等の確認	サービス利用者の被保険者証の原本で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめること。
3	共通	介護支援専門員の有効期間	介護支援専門員の有効期間の終了前に更新研修を修了して <u>いなかったために資格を失効</u> していた。
4	共通	事故発生時の対応	区に <u>事故報告を提出</u> していなかった。（江戸川区介護保険のホームページを確認）
5	共通	サービスの提供	<u>計画に基づいたサービス提供</u> を行わず、計画に位置付けのないサービスを提供している事例が認められた。
6	共通	計画の作成 (施設サービス計画・個別サービス計画)	計画の作成に際し、利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえ（ <u>アセスメントの実施</u> ）、個々の利用者に応じた <u>計画を作成</u> すること。
7	共通	計画の作成 (施設サービス計画・個別サービス計画)	<u>サービスの提供開始前に計画を作成し、利用者に説明し同意を得て交付</u> すること。
8	共通	計画の作成 (施設サービス計画・個別サービス計画)	計画に沿ったサービスの <u>実施状況の把握</u> 、 <u>必要に応じた計画の変更</u> を行うこと。（サービス内容、加算の変更等）
9	共通	計画の作成 (施設サービス計画・個別サービス計画)	<u>予測できるリスクに対応する介護上の留意点等を計画に位置付けること</u> 。（※ <u>やむを得ない身体拘束等</u> がある場合も記載する。）
10	共通	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を <u>用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を</u> 用いる場合は、 <u>家族の個人情報の同意</u> を得ておくこと。
11	共通	利用料等の受領	介護に必要な福祉用具等を <u>利用者負担で購入や自費レンタル等</u> としていた。原則、事業者側が負担すること。（利用者への返還あり）

運営指導における指摘事項について

No.	サービス	項目	指摘内容
12	共通	介護職員処遇改善加算等	職員に <u>処遇改善の内容を周知</u> していなかった。
13	共通	変更の届出	<u>変更届を10日以内</u> に提出していなかった。
14	在宅系共通	個別サービス計画の作成	<u>居宅サービス計画と全く同じ目標、サービス内容の個別サービス計画が認められた。</u> 居宅サービス計画の目標を達成するための具体的な目標、サービス内容を個別サービス計画に位置付けること。
15	在宅系共通	個別サービス計画の作成	<u>居宅サービス計画に沿った見直し</u> がされていない事例が認められた。 <u>※居宅サービス計画の変更が必要な場合は、居宅介護支援事業所に連絡すること。</u>
16	在宅系共通	個別サービス計画の作成	居宅介護支援事業者から <u>個別サービス計画の提供</u> の求めがあった際には、提供するように努めること。
17	在宅系共通	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅介護支援事業所から <u>居宅サービス計画の交付を受け、当該計画に沿った個別サービスを提供</u> すること。 (サービス内容、加算等)
18	通所介護系	サービス提供の記録	サービス提供を実際に行った開始時間、終了時間を記載すること。(○時間以上の報酬算定にもかかわらず○時間未満のサービス提供。 <u>※サービス提供時間は到着時間、出発時間ではない。</u>)
19	通所介護系	指定通所介護の具体的取扱方針	<u>通所介護の屋外でのサービス提供は、通所介護計画への位置付け及び効果的な機能訓練等のサービスが提供</u> できる場合において認められる。ケアプラン、個別サービス計画に位置付けること。
20	通所介護系	個別機能訓練加算	<u>利用者宅に3月ごとに1回以上訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認を行っていること、利用者・家族に実施状況や効果等について説明していることが、記録から確認できなかった。</u>
21	通所介護系	個別機能訓練加算	<u>多職種が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた機能訓練を行うこと。</u>
22	通所介護系	個別機能訓練加算	<u>個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）の内容が不十分で、算定要件を満たしていることが確認できなかった。</u>

運営指導における指摘事項について

No.	サービス	項目	指摘内容
23	通所介護系	入浴介助加算（Ⅱ）	<u>機能訓練指導員等</u> (機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者) が共同し、利用者の身体状況や訪問で把握した <u>利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画</u> を作成していることが、確認できなかった。
24	通所介護系	入浴介助加算（Ⅱ）	<u>個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者宅の状況に近い環境</u> で入浴介助を実施していることが確認できなかった。
25	通所介護系	口腔・栄養スクリーニング加算	他の事業所で既に <u>口腔・栄養スクリーニング加算を算定</u> しているにもかかわらず算定していた。
26	小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成	介護支援専門員が、 <u>指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務(基準第13条各号)</u> を行っていなかった。
27	小規模多機能型居宅介護	訪問体制強化加算	<u>訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者が2名以上</u> いることが確認できなかった。
28	小規模多機能型居宅介護	訪問体制強化加算	延べ訪問回数が1月当たり200回以上であることが必要であるが、 <u>集計回数と訪問サービスの実際の提供記録の回数が違っていた</u> 。
29	小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント体制強化加算	<u>介護支援専門員、看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画を見直している</u> ことが確認できなかった。
30	小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント体制強化加算	日常的に <u>地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加</u> していることが確認できなかった。
31	施設系共通	サービス提供の記録	利用者の被保険者証に <u>入居の年月日、名称</u> を記載すること。また <u>終了に際しても、終了の年月日</u> を記載が抜けていた。
32	施設系共通	介護	<u>1週間に2回以上</u> の入浴または清しきが記録から確認できない事例が認められた。
33	施設系共通	口腔衛生管理体制加算	歯科医師または歯科衛生士の助言及び指導に基づく、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る <u>計画が作成</u> されていなかった。

運営指導における指摘事項について

No.	サービス	項目	指摘内容
34	施設系共通	身体拘束廃止未実施減算について	<u>身体的拘束適正化検討委員会</u> が未開催、適正な回数の開催がなかった。
35	施設系共通	身体拘束廃止未実施減算について	身体的拘束等の適正化のための <u>年2回以上の研修</u> を行っていない事例が認められた。
36	施設系共通	身体拘束廃止未実施減算について	身体的拘束等の適正化のための指針に <u>盛り込むべき項目が入っていない</u> 事例が認められた。
37	施設系共通	身体拘束廃止未実施減算について	身体的拘束について、開始・経過記録はあるが、 <u>解除に向けた検討、期間の終期の検討等の記録がない</u> 事例が認められた。
38	施設系共通	身体拘束廃止未実施減算について	身体拘束等を行った場合の、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を <u>記録していない</u> 事例が認められた。
39	施設系共通	身体拘束廃止未実施減算について	身体拘束等を行うための適正な手続きを取らずに、新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由に居室に施錠をしていた。
40	施設系共通	身体拘束廃止未実施減算について	医者からの指示でのミトン装着等も <u>行動制限に該当</u> するため、やむを得ない場合は <u>身体拘束等の適正な手続き</u> を行うこと。

※ 厚労省「介護保険施設等運営指導マニュアル」をご確認ください。

江戸川区介護保険のページ→事業者の方→指導関係→運営指導について
に掲載しています。